

会議録

会議の名称	第5回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和6年6月28日(金) 18時32分から20時10分まで	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 水津 由紀 委員 竹内 敬子 委員 長岩 蒼樹 委員 福井可奈子 委員 村田 由美 委員 渡邊 理恵 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育施策調整担当課長 吉田 亮二 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 黒澤 佳枝 母子保健・児童福祉統括担当課長 笠井 綾子 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 中垣内 健郎 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 佐々木 誠
傍聴の可否	可	
傍聴者数	1人	
会議次第	1 開会 2 次期子ども・子育て支援事業計画について 3 こどもの意見聴取について 4 地域子育て相談機関の設置について 5 子どもの権利部会について 6 その他 7 閉会	
発言内容 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	

提出資料	資料23 こどもの意見聴取（若者ワークショップ） 資料24 地域子育て相談機関設置事業概要 資料25 20240125国説明会（地域子育て相談機関説明部分） 資料26 子どもの権利部会における検討状況について（当日配付）
------	---

第5回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和6年6月28日

- 金子会長 ただいまから第5回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 本日は、安岡委員、清水委員、檀原委員から欠席の御連絡をいただいておりますので御報告いたします。
- それでは、次第の（2）次期子ども・子育て支援事業計画についてを行います。
- 事務局から説明をお願いいたします。
- 子育て支援係長 本日は、子ども・子育て支援事業計画における区域設定について、前回の事務局からの説明及び勉強会を踏まえ、次期計画においてどのようにするか決めていただきたいと思っております。
- なお、前回の資料17にて御説明させていただいたとおり、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますので、よろしく申し上げます。
- 金子会長 事務局から前回も含めて御説明をいただきましたが、前回に引き続きということになりますが、御発言をされたい方がおられましたらお願いしたいと思います。
- 今回もお名前をおっしゃってから御発言をいただければと思います。
- 勉強会のメモも一応こちらにある形になりますので、こちらを御覧いただきながらということになるかと思っております。いかがでしょうか。特に御発言はないというところで、前回も幾つか御意見をいただいていたところかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。
- それでは、もし事務局のお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。
- 子育て支援課長 事務局としましては、前回もこちらのほうで御案内をさせていただきましたが、前期の計画同様、区域設定については全て1区域としまして、事業の実施場所等については全体のバランスや市民のニーズに配慮するような文言を付記する形にしたいと考えております。
- 金子会長 ただいまの事務局からの御発言を踏まえて、追加で御意見を言いたい方がいらっしゃいましたら御発言いただければと思います。
- 御発言がないようですので、それでは先に進めさせていただきたいと思っております。
- 区域については、参考資料1及び2を参考にして、教育・保育提供区域、地域子ども

も・子育て支援事業ごとの区域の順で決めていきたいと思ひます。

初めに、教育・保育提供区域についてですが、次期計画における区域設定については、1区域として、文言を付記する形にしたいと思ひますが、いかがでしょうか。これは決になりますけれども、それでよろしいという方は手を挙げていただけますでしょうか。

(全員挙手)

○金子会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたしました。

次に、地域子ども・子育て支援事業ごとの区域についてです。こちらも次期計画における区域設定については、1区域とし、文言を付記するという形にしたいと思ひますが、いかがでしょうか。こちらのほうもよろしければ手を挙げていただけますでしょうか。

(全員挙手)

○金子会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたしました。

以上で、次第の(2)を終了させていただきます。

次に、次第の(3) こどもの意見聴取についてを行います。事務局から御説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 まずは口頭報告になります。令和6年6月8日及び9日に小金井宮地楽器ホールで開催されたキッズカーニバルにブースを出展して行った、小学生までを対象にしたこどもの意見聴取ですが、おおよそ250名のお子様にご協力いただきました。

現在、集計や分析等を行っておりますので、結果が出次第、委員の皆様へ情報提供させていただきます予定です。

続きまして、資料23になります。次期計画策定に当たり、こどもの意見聴取の機会の場を幾つか予定しているところですが、今回は10代及び20代の若者を対象に、令和6年7月20日にこの会議室にて行う予定です。

ちなみに、本日、委員の皆様のお机の上にオレンジ色のチラシを配付させていただいておりますが、そちらが7月20日に開催予定の御案内のチラシとなります。申込期限につきましては本日までとなっておりますが、まだ募集の枠にちょっと余裕がございますので、申込みの期間を多少延ばす形にさせていただきたいと考えております。もし、よろしければ、お知り合いの方々にお声がけをお願いします。

○児童青少年課長 続きまして、子どもオンブズパーソンとしてもキッズカーニバルに参加いたしましたので御報告申し上げます。

今年、子どもの権利の虹をつくらうと題しまして、小金井市の子どもたちの権利に関す

る条例の5つの権利を覚えてもらう試みを行いました。

内容としましては、ブースに来た子どもたちに、最近あった楽しかったこと、悲しかったこと、もやもやすること、怒ったことなどを色紙に書いてもらいました。書くことが難しいお子様に関しましては、顔の表情が描かれたシールを紙に貼るなどして気持ちを表現してもらい、それを大きな虹の絵に貼っていただきました。虹の絵は5色で、虹の帯にそれぞれ子どもの権利、ゆたかに育つ権利、自分らしく生きる権利、意見を表明する権利、安心して生きる権利、助けてもらう権利のマークを貼りつけまして、子どもたちには自分たちの気持ちが5つの権利のどこに当てはまるかを考えて色紙を貼っていただきました。

当日は2日間で453人のお子様に参加してくださいました。参加したお子様たちにアンケートを口頭で取ったところ、小学生以上の方に関しましては大多数がオンブズマンのマークを知っていると、見たことがあるといった反応でございました。一方、未就学児の保護者の方にはオンブズや子どもの権利について知らない方が多く、そういった方たちへの周知の啓発のよい機会になったと考えております。

また、そのほかにも、児童館としまして、アクセサリー作りを行い、当日は230人のお子様アクセサリー作りに参加されました。

報告は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

事務局からの御説明をいただきましたが、御発言をされたい方がありましたらお受けしたいと思いますが、よろしく願います。

○子ども家庭部長 補足なんですけれども、キッズカーニバルで、オンブズパーソンで取った虹は、今、オンブズの相談室のほうに貼ってありますので、なかなかお立ち寄りというわけにもいかないと思いますが、そういう形できれいに貼って、いろんな子どもたちの目に留まるようにしております。大きい模造紙にして2枚ぐらいですから、かなり大きいものになっています。

○金子会長 皆様から何かありましたら。

貼ってあるものは写真を撮ったりとかできないんですか。

○児童青少年課主査 大丈夫です。こちらのほうも順次ホームページなどにアップできればと思っていますし、あと、学校さんに配らせていただく機関紙、子どもオンブズパーソン通信というのを9月と2月に発行しているんですけども、そこにもちょっと写真を載せられた

らなと思っていますので、そちらも御覧ください。

○金子会長 ありがとうございます。

○萬羽会長職務代理 先ほどの、今後やる予定の若者ワークショップについてで、大学生に声をかけてみようとは思いますが、何となく、ふだん大学生を見ていて、こういう形で、テーマ、あなたの居場所についてで意見聴取をしますとって集めようとしても参加しにくいんじゃないかなと正直思ってしまったところもあるのと、あと、もしかすると、場合によっては大学生自体がファシリテーションとか、大学生自身が何か交流をしながら、意見聴取というのは、多分、私が思うに意見聴取しますとってするものばかりじゃなくて、何か別のワークショップをしながらとか、交流を持ちながらの中で自然に聞くということもできると思うので、もう少し自然な対話の中でお話ができるとか、大学生を巻き込んで、大学生自身にちょっと提案してもらったり、若者を呼ぶためにはどういふふうに声をかけたらいいかなとかというアイデアをもらうところから参加してもらったりしてもいいのかなとは思ったので、今後はそういうことがあってもいいのかなと思いました。

○子育て支援課長 今後どういう機会になるかというのは決まってははいないんですけども、貴重な御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○金子会長 ありがとうございます。

枠が余っていますという発言でしたが、結構余っていますか。

○子育て支援課長 結構余っていますので、委員の皆様でも、20代の方々ぜひ御参加をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

○金子会長 僕もこのチラシを見て、多分そこですよ、この写真。

○子育て支援課長 そうです。

○金子会長 すごくおしゃれな感じなのに、やる場所はここなんだ。それは若者、来づらいよなど。ここでやるんだったらまだ行ってもいいかなと思いますけれども、それはちょっと考えたほうがいいかなという気がしました。ここに来るのは相当ハードルが高いだろうなという気がしますので、こういうおしゃれだとか格好いいというのはすごく重要な要素だと思うので、特に若者が話しやすい雰囲気として、やっぱりおしゃれなところのほうがいいだろうなという気がします。

○萬羽会長職務代理 もしかすると、広報の仕方も、チラシはあまり分かりづらいと思っちゃったので、若い意見を聴いて、情報発信の仕方もうちちょっとあるのかなとか、個人的には、ごめ

んなさい、思いました。

○子育て支援課長 今年、市のLINEの公式アカウントがあるので、それをちょっと職員も活用させていただいて、何回か発信をして、即座に応募があったという反応もあったので、引き続きSNSを使う努力をしてみたいと思います。ありがとうございます。

もし若い方の御意見があればお願いします。

○長岩委員 大学2年生としての意見なんですけれども、本当におっしゃるとおりだと思うんですけども、もっと格好よくおしゃれな場所がいいと思うし、あと、夏休み中に開催するとなると、やっぱり大学生とかだと、自分もそうなんですけれども、旅行に行ったりとか、部活、サークルとかで忙しかったりだとかがあるので、10、20代、中学生の方はどうか分からないんですけども、学期中に開催するのもありなのかなと思います。

○子育て支援課長 ありがとうございます。

○金子会長 土曜日なのか、平日の夕方なのかというのもあるかなという気がします。そこら辺は何回かやりながら、一番集まるのはどんなタイミングなのか検討の余地があるかと思います。

○竹内委員 ちょうど私の息子に関しては、高校生の子ども、ちょうど終業日になりますので、ちょっと声をかけられるかなと思いますので、声をかけてみようかなと思うんですけども、高校生と、あと大学生のこういう居場所というのはとても有益なものになると思うので、前向きに検討させていただきます。

○子育て支援課長 ありがとうございます。

○金子会長 高校生は大学生と話そうというほうが、あなたの居場所についてよいかはいい気がします。

○竹内委員 進路とか、そこら辺のいい場所に、それも居場所というのかなと思いますので。

○金子会長 では、次に移らせていただければと思います。

次に、次第（4）の地域子育て相談機関の設置についてを行います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○こども家庭センター長 こども家庭センターより、資料24にお出しさせていただいております地域子育て相談機関設置事業概要につきまして御説明させていただきます。

まず、前段として、こども家庭センターは令和4年の改正児童福祉法で市町村に設置が努力義務とされた機関でございまして、令和4年改正児童福祉法は令和6年4月1日に施行されましたので、こども家庭センターは法施行と同時に設置をさせていただいて

いるところでございます。

同じ改正児童福祉法の中で、地域住民の子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う地域子育て相談機関の設置というのも、やはり同じように市町村の努力義務とされておりまして、この法律は令和6年4月1日より施行されております。

この地域子育て相談機関につきまして、まず、市内1か所目として、開設以来、地域の常設親子あそびひろばとして親しまれておりまして、こども家庭センターで委託して実施しております「ゆりかご」を指定しまして、気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所として整備し、妊産婦及び子どもとその家庭への支援の強化を図りたいというところでございます。

この地域子育て相談機関はということで、資料24の次に、こども家庭庁の自治体向けの説明会資料の抜粋をつけさせていただいております。施策の目的1の2つ目の丸のところを見ていただきますと、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点など子育て支援を行う施設・事業所がこども家庭センターと連携して相談対応を行うための体制整備を行うということを、この施策の目的としております。

2の施策の内容ですが、この実施の要件といたしますか、前提として、利用者支援事業（基本型）を見直して、利用者支援事業（基本型）を、利用者支援事業基本型Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型というのを新設して、いずれかを実施することを前提としているものであります。

2の下の方に書いてありますが、定める区域としては中学校区に1か所が望ましいというふうにされております。

飛びまして、5の見直し内容のところ、字が小さいんですけども、もともと専任職員1名を置くことが基本型の要件でありましたが、専任職員を置くことに加えて、週5日開所するというのが基本Ⅰ型、日にちの要件はないけれども、専任職員を置くことが要件になっているものが基本Ⅱ型で、専任職員を置かないで既存の職員で実施する、その他の相談を受けるとか、そういった要件を満たすものがⅢ型というふうになっております。

元の資料24に戻ります。現行計画ののびゆくこどもプランとの関係なんです、令和2年3月に第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりますが、この中で利用者支援事業（基本型）の実施について、（仮称）新福祉会館移設に併せて子ど

も家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、情報提供や相談に応じるというふう
に書かれております。この計画の策定の際には令和5年度を実施目標としておりました。
その後、令和4年3月に中間見直しを行った際に、（仮称）新福祉会館の移設が延びて
いった状況もありまして、今の改定計画の中では令和6年度実施目標にされております。

ただ、この（仮称）新福祉会館の移設がさらに今延びている状況もあって、ハードの
移設に併せてこの事業を実施するとしていると、それによって実施時期が変動してい
てしまうということもありまして、内部では令和6年に実施できないかということで検
討をずっと続けてきたところでありました。

今回、令和6年3月30日に地域子育て相談機関の事業実施要綱が策定されまして、
その内容を見まして、年度の途中から、やはり「ゆりかご」の中で地域子育て相談機関
として相談を受けて、看板を掲げようということで、事業の実施を決めたところであり
ます。

資料の後ろに書いてありますが、開始時期は令和6年9月1日を予定してございます。
大まかな内容でございましたけれども、御説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございました。

事務局から御説明いただきましたが、御発言されたい方がおりましたらお受けします。
よろしく願いいたします。

○亀山委員 今、なかなか移転ができなくて、いつになるのかが分からなくて、支援センターの方
たちも、結構どうしよう、片づけていいのやら、どうやらと、迷っていらっしゃるのが
見えるんですね。それと、移転先が今の場所よりも狭くなっているような感じを受ける
んですね。それと、2階に上がるという、今「ゆりかご」は1階で、案外広いスペース
でゆったりしているんですが、それが移転すると少し手狭で、しかもいろんな機関が入
っていくという形になると、子どもたちのスペース、それから職員さんのスペースも、
どんなふうになっていくのかなとちょっと不安な気持ちでいるんですが、その辺はどん
なふうになっていくんでしょうか。

○こども家庭センター長 （仮称）新福祉会館の中では、基本的に既存のひろばスペースをそのまま確
保するイメージで移転するという事なので、極端に狭くなるという不安は持ってはい
ないところです。

○亀山委員 2階のスペースに上がっていくというのは、子どもたちに、乳母車で、親御さん、い
らっしゃいますよね。それで、置き場とか2階に上がっていく、どんなふうな動線で利

用されていくんだろうというのがあるんですけども。

○こども家庭センター長 全体の中で、2階の配置になっているので、こども家庭センターだけ1階というのはなかなか難しいところではあるんですけども、今と同じように、いらっしやった方が、今は保健センターのひろばの前にベビーカーを置いて中に入って利用していただいているんですけども、同じように、子どもが飛び出さないような造りであったりとか、ベビーカーを置くところを確保したりとか、置き切れなかったら外のラウンジスペースなどにちょっと置かせてもらえないとか、そういった調整をしているところで、なるべく不便のないように、今後も調整は続けていきたいと考えております。

○亀山委員 それが新しくできた場合は、内見のような形でいろんな方々に広めていくという形を取っていかれるのでしょうか。

○こども家庭センター長 こども家庭センターだけの設置ではなくて新庁舎建設の担当部署で、庁舎の建設と新福祉会館の建設と、計画や説明等を行っておりますので、そちらのほうでどういうふうに周知していく等は考えていくと思います。

○亀山委員 新しくできて、その利用者の方たちの意見も取り入れながら少しずつ改善いくというより、それを使っていただけるような形に進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○水津委員 庁舎とか福祉会館の件に関しては、親子連れが使用しやすいようにということで、設計の段階から子育て・子育て支援ネットワーク協議会がヒアリングを受けたりとかしております。そして、大きさのことまではちょっと分かりませんが、母子トイレですとか、授乳室だとか、建物は今よりも格段に利用しやすいような条件になると思います。

○亀山委員 期待しています。よろしく願いします。ありがとうございます。

○小峰委員 「ゆりかご」の中に相談機関を持つというのはとてもいいなと。実際、今も相談をしながら、子どもを遊ばせながらという形でやっているの、それが形になるのはとてもいいなというふうに感じました。

中学校区に1か所を想定というのは、今後そういう構想というのはあるんですか。

○こども家庭センター長 地域子育て相談機関の設置については、法が施行されたばかりということもあり、まだ市内全体で何か所つくるかという、全体の考え方が固まっている段階ではありません。

前段の利用者支援事業を検討している中では、こども家庭センターの職員が直営で実施するか、「ゆりかご」、親子あそびひろばの中でやるかというのは、どっちにしよう

かというので検討していたところでしたが、地域子育て相談機関の設置要綱や国の説明の中で、名前が地域子育て相談機関に変わり、利用者にとって敷居が低いものであることで、こども家庭センターのような行政機関に直接相談することに抵抗感がある家庭もある事から、こども家庭センターを補完する形の相談機能が期待されるとされております。このため、こども家庭センター直営ではなくて、そこに相談に行くのにハードルが高いなという、ご家庭に向けて、ひろばで始めるという考えを固めたという前提がございます。

この仕組みでは、相談を地域子育て相談機関で聞いて、必要に応じてこども家庭センターにつなぐ仕組みになっているということもあって、まずは1か所目として、こども家庭センターの中の親子あそびひろば「ゆりかご」は、こども家庭センターが委託して実施している事業であるため、相談記録の取り方とか、どういう場合にこども家庭センターにつなぐかといったモデルを作りやすいという事もあり、まず1か所目としてこども家庭センターの中の「ゆりかご」で始めようという考え方でおります。

また、エリアに関しては、新福祉会館に移転したときに、機能をそのまま持っていく想定ですので、移転後のエリアに一つ相談機関ができますが、これは内部の協議段階ではありますけれども、現在保健センターの跡地検討が進められておりまして、現在の場所のこども家庭センターと親子あそびひろばは地域の相談先として近隣の方の利用も多いので、今の場所にも子育て相談機関とひろばの機能を一部残せないかという考えも部局としてはございます。

地域子育て相談機関について、今後市内全体でどう広げていくかということは、今後引き続き協議していくところと考えております。

○小峰委員 ありがとうございます。今あるものを使って、とてもうまく子育ての相談業務をしているなというふうに思うので、協力していきたいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

国が3分の2を出していただいている間に増やすという点もあるんだろうなというふうに思います。いつ国が変わるか分からないので、なるべく業績が出ている間というのは、今かなという気がします。

ほかは、皆さん、いかがでしょうか。

○福井委員 周知の方法に関して、電話であったりというか、相談窓口というのはいろいろ設けられていると思うんですけども、ちょっと距離があると、なかなか実際に足を運ぶので

あったりとか、電話ですら、ちょっと若い世代は、LINEとかが定着し過ぎてて、電話料金を使ってわざわざ電話するというのは、正直それすら多分ハードルが、ちょっと今高くなってきているので、例えばメールベースであったり、LINEベース、テキストベースで御相談できる窓口も、できるよというのも周知、もしできる形が取ればそういうのも周知していただきたいなと思いつつ、また、SNSとかでひろばの様子であったり、どういうふうに見えていただけるのであったりという発信とかもしていただけると、とても利用者としては入る窓口として使いやすくなるのかなと思ったので、ぜひ御検討いただければと思います。

○こども家庭センター長 ありがとうございます。今、こども家庭センターでもメールなどで御相談は受けてはおりまして、また親子あそびひろばのホームページであったり、Xだったり情報発信はしておりますが、改めて地域子育て相談機関を周知していくときに、なるべく分かりやすいように、今の御意見をいただいたところも参考とさせていただきながら、考えていきたいと思っています。

○福井委員 Xでアカウントを持っていらっしゃる方、もしかしたら知らない親御さんも結構多いかなと思うんです。市報とかで、結構QRを大きめに置きながら、こういうのをやっていますよと、アクセスがしやすいように、フォローをしてもらえるように動線を引くのも一つかなと思っています。お願いします。

○こども家庭センター長 ありがとうございます。

○金子会長 人が使いやすいものの横に置いておくみたいなのところがあって、ショッピングカードみたいなものにそれがついているとか、そうすると見やすくなるかなという気がします。御検討いただければと思います。

○こども家庭センター長 ありがとうございます。

○金子会長 ほかにはありますか。よろしいでしょうか。

○亀山委員 今、新しいところへはなかなか行くのが大変だという声があったんですけども、それは私もとても思っているんですが、今、貫井北センターはバスがあるんですよね、本数もありますかね。そうすると、バスを使って親御さんがいらしている姿をよく見かけるんですよね。今度新しいところは何で行けばいいんだろうと、中心でもないし、駅のそばでもないし、車で行っても駐車場がないだろうしというのがあって、CoCoバスもそういうふうに通っていけばいいなと思うんですけども、要所要所の市の施設をCoCoバスが通るような形になれば、皆さん、使いやすいのかなと思うんですが、どん

なふうに使えばいいんだろうと思います。

○福井委員　私は東小金井の梶野町のほうに住んでいるんですけども、「ゆりかご」に、正直1回くらいしか足を運んだことがなくて、やっぱりちょっと遠くて、駐車場に関しても、公式のホームページには、一応、公共交通機関が推奨されていたとは、たしか思うんです、多分。一応止められるのは止められる、台数にももちろん限りがあるので、基本的には公共交通機関を利用する形になると思うんですけども、梶野町からだ歩いて10分、15分、ちょっと遠い方だと、歩いて駅まで出て、そこから電車に乗って、さらにバスに乗ってという形なので、結構行くハードルが高いというのが正直、相談するときには一回行かせていただいたんですけども、通うというか、ちょっと行こうというのにはハードルが高いなというのが本音のところですよ。

○亀山委員　新しくできるところだと行きやすくなるんですよ、梶野町だと。ちょっと近いですかね。

○福井委員　どうですかね。

○水津委員　立地的には市の真ん中になると思います。

あと、それは庁舎ができたときに、市民のルートをどう考えるかというのはまた別の問題として御議論いただきたいなと、ほかの部署でお願いしたいと思います。

○子ども家庭部長　庁舎の中にバス停の設計も入っているんですけども、コミュニティバスが通る予定になっています。ですので、今の保健センターよりも、市の東部、東小金井や新小金井方面からのアクセスはよくなるのと、駐車場の台数の話はまた議論があるところですけども、今の保健センターで健診等をやるときに比べれば、一定の駐車とかもできるのかなと思っています。

まず、コミュニティバスでの交通が改善されます。

○後藤委員　今、説明をずっと聞いていて、本当にちょっと分からないんですけども、現在、「ゆりかご」も、ほかのひろばも、一応その場で相談したい人は相談できると思うんですけども、具体的にこの9月から何が変わるのかちょっと見えなくて、実際、「ゆりかご」、今、委託のところに市の専任職員という方が入っていて、相談窓口ですよって始まるのか、あと、それぞれの子育てひろばも、きちんと、その職員ではない人が出向いて行ってどんどんアピールをしていくのかというのもちょうと分からないのと、今も、多分9月から、「ゆりかご」とかひろばに通う人というのは変わらないとは思っていて、行く人は行くし、行かない人は行かないし。その中で、ここからの発信だけ

ではなく、保育園とかいろんなところ、産婦人科だったりとかという、その連携がどう
いうふうになっていくのかなという、つなぐ部分というものを、具体的なところがちょ
っと見えず、本当に何が変わるのか理解ができなくてすみません。お願いします。

○こども家庭センター長 地域子育て相談機関は、おっしゃられるように、もともと利用者支援事業を
モデルとしてやるもので、他市では、利用者支援事業を既に、ひろばとか児童館とかあ
ちこちでやっているところは、そのままやるというところもあります。違うのは、例え
ばⅠ型だったら相談の専任の人を置く。ほかのⅡ型、Ⅲ型もそうなんですけれども、か
かりつけの相談機関として登録をしていただいて、記録票を作る、御本人の同意を得た
上で、こども家庭センターに場合によっては情報提供をする。他機関への、先ほどおっ
しゃられた連携は、基本的にはこども家庭センターから他機関連携というのはしていく
ということを想定しています。なので、今までの相談の形が、より流れが、要綱上、決
められて、こども家庭センターを補完する形で機能するよというところが明確化さ
れたところ。特に「ゆりかご」は、こども家庭センターでもともと委託しているの
で、違いが一層分かりにくいところはあるんですけれども、専任の人を置くのと、記録
を取るの、情報が外に出ないようにパソコンをひろばと別にしたりすることで、情報
をしっかり取って、記録票を基にこども家庭センターと連携するというような流れを展
開できるように、モデルとしてきっちり作りたいと考えています。

また、運営面では、実施に対して補助金が出るということもありまして、地域子育て
相談機関は、先ほどから話にも出ておりますけれども、国の運営要綱では、利用者にと
って敷居が低くて、物理的にも近距離に整備されていることが理想とされています。お
っしゃられるように、子育てひろばに普段から来られている利用者さんが、最近、子ど
もにイライラするんだけどもみみたいな話を、こども家庭センターにわざわざ相談しな
くても、そこでちょっと相談ができて、そこでキャッチして、これは危ないかなとい
うような内容であったら、こども家庭センターに連絡するというスキームをつくるとい
う考え方です。このため、まずはこども家庭センターで始めて行きますが、その後、地
域の相談機関の中で、同じように手を挙げてやってくださるところが出てきて、こども
家庭センターとよりしっかり連携できればいいなというか、こども家庭センターとして
そういうふうな流れになるといいなというふうには考えています。

○子ども家庭部長 そういう意味では、上に児童相談所がありますけれども、小金井はこども家庭セン
ター、それから地域子育て相談機関、ひろば事業という3層になっていて、ひろば事業

のほうも今までのとおり遊ばせたり、交流しながら相談もできたけれども、地域子育て相談機関はそれをちょっと強化した形で、専任がいる上に、記録登録制度があって、それをもって、必要なときにはこども家庭センターによりしっかり連携ができる仕組みなんです。ですので、登録の制度があるから、今、かかりつけというお話もありましたけれども、断続的に長い目で見た相談とかにも、しっかり記録も取って対応しやすくなっている。そういったことで、こども家庭センターは、どうしても虐待とか、より深刻な場合だという認識があると思うので、その真ん中に、遊ばせたり交流するところで、相談もできるひろばの、真ん中によりしっかり専任がいて、連携できる情報面の仕組みを取った、この国の制度を活用した相談機関をつくらうとしているわけです。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○竹内委員 各健診に関しても相談事業が関わってくるかと思うんですけれども、3歳児健診から就学まで時間の間で、就学前に相談する機関が少ないということで、話を耳にしています。この間、国立成育医療センターの会議に参加して、5歳児健診の推奨をうたっているということだったんですけれども、小金井に関してはどのような部署がおありでしょうか。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 今回の健診のお話は、母子保健係、子育てとは違うほうで担当しています。3歳児健診以降の健診、確かになくて、今、国からも5歳児健診の流れの話が来ています。そちらのほうもまだ内部で検討というところまでいってなくて、調査をしながら周りの市がどう対応していくかといった検証の段階で進めています。

3歳以降の相談というのは、教育相談所だったりとか、あと母子保健係とかが受けているんですけれども、それぞれ幼稚園だったり、保育園だつたりにも通ってしまっていて、そちらでも相談されているところも増えてきているので、そういったところと連携する仕組みというのはまだちょっとうまくできていないんですけれども、今後そこがつながっていくような形と、あと、地域子育て相談機関も、いろんな相談を受けるという形になっていったので、併せてかなと思います。

○こども家庭センター長 補足なんですけれども、5歳児健診は、国としてはやっていこうという流れがありますが、健診事業を、小金井市の場合で、受けてくださる先生が今のところ十分確保できないという実情があります。なので、予算化したらすぐできるかといったらそういう状況ではないということもあります。なので、それも踏まえて、ほかで補完できる仕組みを探りつつ、また、他市がどうやって同じような状況の中で実施するのか、今

後調査をしながら様子を見ているというような状況です。

○竹内委員 他市に関しては、そこに携わってきた者として、役割を担ってくださっていたかと思うんですが、ドクターの確保というのがとても難しい現状があるので、それを市がドクターに委託をして、行っていただいて、それをバックしていただくという流れになるかと思うんですが、どこも発育発達相談に関して、今、半年待ちということで、それだけ気軽に相談をできる箇所というのが急務になっているのかなという形かと思うので、ぜひ情報収集をしていただいて、相談機関を増やしていただくのを思っています。

○こども家庭センター長 ありがとうございます。

○金子会長 よろしいでしょうか。多分、小金井市のほうは事前にやっていたこともあって引き続きいい形で検討していければいいのかなと思います。

では、以上で次第（４）を終了いたします。

次に、次第の（５）子どもの権利部会についてを行います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 子どもの権利部会における検討状況について御報告させていただきます。

令和6年6月19日に第2回子どもの権利部会を開催し、「子どもオンブズパーソン」の設置後の指標及び子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりについて審議し、その結果を資料にまとめさせていただいております。

配付資料26を御覧ください。初めに、1番の「子どもオンブズパーソン」の設置後の指標についてですが、部会の審議では、子どもオンブズの事業内容を鑑みると、単純に相談件数が多い、少ないの評価は指標になじまないのではないかという話になります。そのため、仮に、次期のびゆくこどもプランにおいて数値指標を設定する場合には、まだ相談室が開設されて間もなく、のびゆくこどもプランのニーズ調査においてもまだまだ認知度が低い状況であることから、オンブズパーソンの認知度向上を参考指標に設定し、事業を推進していくのがよいのではないかということになっております。

また、オンブズパーソンの活動内容に関するモニタリング評価については、オンブズが一定独立性を持った機関であることから、自己評価を原則とし、その活動については子どもオンブズパーソン設置条例に基づき、毎年度、市長に報告するとともに、年1回開催する活動報告会において広く市民に公表し、子ども・子育て会議の場においてもその内容について御報告を行う流れがよいのではないかということになっております。

次に、2番の子どもの意見表明権を確保する仕組みづくりについてでございます。こ

ども基本法に基づく子どもの意見聴取を推進していくための仕組みとしてどのようなことが必要かということにつきまして部会で審議を行いました。部会の審議状況としましては、子どもが意見をいうだけで終わるのではなく、自分の意見をもって議論し、議論したことが実現までつながるような仕組みが必要。また、合わせて議論を支援する人材の養成も大切ということが、まず1点上がりました。2点目としましては、表立って意見が言いづらい人の意見を聞くための仕組みについても検討していくことが必要という、2点の軸を持って検討を進めていくことが必要ということになっております。

については、以上2点の権利部会のまとめにつきまして、委員の皆様から御意見がございましたら、それを踏まえまして次回部会の検討を進めていきたいと考えております。

なお、次回の部会開催は7月10日水曜日、午前10時30分からを予定しております。

報告は以上となりますが、水津部会長、また、喜多委員から補足等ございましたらお願いいたします。

○水津委員 この行間にある5倍ぐらいの話をしているかと思われませんが、基本的にオンブズパーソンの評価指標については、オンブズの活動報告を、独立性を担保するというので、そちらの報告を審議するという方向で考えているということになっております。このところはそういうことです。ちょっと文言がどうかと思うことはありますが。

ですので、あくまでも相談件数をもって評価基準とはしないということだけは決めて、私たちとしては話し合っている大前提で、では、何をするのかというところになったときに、自己評価に対する評価ということを考えているというふうに思っただけならばと思います。

あと、2番目の、子どもの意見聴取に関しては、大筋の話合いはこういうことなんですけれども、もう少し具体的なものを本来的には入れたいなという意思がありますので、お題目にならないようにできれば、実現可能なものを入れていこうかなというふうに考えて、これからまた審議したいなと思っています。

○喜多委員 若干繰り返しになるんですけれども、通常行われている自治体の評価検証システムというんでしょうか、実施設計や自己評価で数値目標を決めて、毎年、達成率ほどのぐらい達成したかみたいな形の評価で、数値目標を設定して達成を評価するという、そういう評価システムなんですけれども、実は子どもの問題という、要は子どもの権利に関わる問題は、例えばオンブズのように、いじめや虐待、いろんな子どもに関する悩みを相

談する子どもの数、相談件数が多ければいいんでしょうかという、つまり本当は相談がないほうが子どもは幸せなわけですね。だから、そういう意味では、相談件数をもって評価するというのは、むしろ発想が逆になっちゃうんですね。だから、そういう意味では、数値目標だけで子ども政策を評価するのは非常に難しい、困難、ユニセフもそういう意味では子ども関係の評価基準というのは数値とは別の形で設定をしているわけで、できるだけ子どもたちの権利保障にふさわしい評価をどうするかという議論の中で出てきたのが、差し当たり認知度、オンブズがまだ認知されていない部分が多いので、認知度が多ければ多いほど評価が高くなります。そういうレベルでの評価を、参考指標を設定していくということで、そのぐらいのことじゃないかということです。

それで、もう一つ、これも繰り返しになりますが、オンブズは非常に独立性を持った第三者機関として、オンブズそのものがモニタリング的な機能を持っている。だから、政策提言、意見提言をする機能をオンブズ自体が持っているわけで、だから、モニタリングする機関のモニタリングという、ある種、これは非常に屋上屋になりそうな問題でもあって、もともとモニタリングするオンブズのモニタリングという発想はなかったんです。ところが、やはり川西が一つの象徴的な事件でしたけれども、川西も100%完全なものではなくて、やはりきちんとモニタリングが必要だという話が出てきていて、小金井もそういうことにしましょう、じゃ、それは独立性を持っているオンブズはやっぱり自己評価で、自己点検でやってほしいと。その結果をまとめたのが年次報告なので、その年次報告を市民に公表して、市民から評価を受けるという形の、オンブズを自己評価でやった結果を市民が点検するというふうな仕組みがいいんじゃないかということで、2つ目の柱になっているかと思います。

いずれにしても、このオンブズのモニタリングの在り方を提示するとしたら、小金井が全国でも先駆けてやることになりますので、ここは慎重に提案していかないと、それが全国に行き渡るといふ、もちろん半田さんがオンブズの中心になってやっていたらいいので、その辺は大丈夫だと思うんですけども、小金井は結構最先端でやっている分野だということで、そういうふうな提案にさせていただいたものです。

もう一つの、意見表明権を確保する仕組みの問題については、当初はやっぱり小金井でも随分意見表明に関する様々な取組をやってきましたですね。日常的に子どもの意見を聴いていく取組というレベルの問題と、ここに書いてある意見表明権を確保していく仕組みの問題というのはちょっとレベルが違う。ですから、取組をどんどんやっていくの

は大いに結構なんだけれども、日常的に、継続的に子どもの意見をちゃんと受け止めていくような仕組みをつくるというのは、これは別の次元なので、ぜひこれは子ども・子育て会議のほうでも、その仕組みづくりについて検討してもらえないかと。

最近、例えば中野区は、小学校で年間20万、中学校で30万の学校予算を子どもが決めるという、子どもの意見表明、子どもの意見反映を、参加に基づいた学校予算というのを中野区が提案してやり始めているんです。そういうふうな具体的な仕組みを小金井でも子どもが実際の学校づくり、あるいはまちづくりに参画できるような意見反映の仕組みを、ぜひこの会議でも検討していただけるといいかなと思っています。

○金子会長 ありがとうございました。

○水津委員 すみません。もう一言だけ。

オンブズの認知度ももちろんあるんですけども、子どもの権利に関する条例そのものの認知度ですとか、あと、子どもの権利に関することが、先ほど、キッズカーニバルのときに、お子さんは結構オンブズのことを、皆さん、知っているような意見があったと思うんですけども、学校を通さないと知らないんじゃないかと、まちの中の大人がみんなそのことを知っているような状況にするためにはどうするかという話もちょっと出ていましたので、全体の市民レベルの認知度をどうやって上げるかということが課題かなというふうに思っています。

○金子会長 ありがとうございます。

皆さんから御意見がございましたら伺いたいんですけども。

○竹内委員 今、大人の認知度を上げるということなんですが、どの世代にどのぐらいの認知度があるかというのは、何か把握をしているような流れはありますかでしょうか。

○児童青少年課長 昨年行われたニーズ調査のほうで、まず、子どもの権利に関する条例の認知度につきましては、前回は平成30年度、今回は令和5年度でございますけれども、就学前の保護者の方、また、小学校の児童の保護者と御本人、中学校、高校世代の保護者、中学校と高校時代の御本人というところで、4つのカテゴリーの中で、全く知らないという方が全世代で下がっているということで、周知がかなり令和5年になって進んできたというところがうかがえます。

また、オンブズの認知度につきましては、令和4年の調査が初めてになります。ここに関しましては、やはり就学前の保護者が知らないと答えた人が半数以上の52%です。中学校、高校の年代の御本人に関しましては56%の方が知らないというふうに答えて

いますので、やはり就学前の保護者の方と中高年世代の方にどうやって周知をするのかというところが課題となって浮き彫りにはなっています。

周知につきましては、引き続きどのような方法が取れるのかというところも部会で検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○子ども家庭部長 今のお話なんですけれども、オンブズパーソンの先生方が子どもの権利の授業とかをやってくださいました。あと、いじめに関する授業とかもですが、これが、昨年度、小学校、今年、小学校と中学校というふうな形で入ってきて、また、ちょうど中2になるうちの子とかその世代なんですけれども、小学校でその授業を受けた子たちが中学生になってきて、小学校、中学校のほうに浸透してきた。ただ、今課長からお話あったように、水津委員からもお話があったように、未就学の子ども親、それから、高校生とかが課題になっています。こちらについては、小金井よりも先行している世田谷区などにおいても、やはりだんだんと上がってくるというところがありまして、子どもたちの成長に合わせて、そこは順調に進んでいるけれども、やはり子どもたちが意見を言っている、そこを実現するというのが権利になってくるということは親の認識、大人たちの認識も大事なので、そこについてオンブズの先生方もどういう取組が必要かというのを検討されています。

また、市長といたしましては、一つの政策的な考えとしては、子どもの権利の日とかをつくることその取組になるかもしれないとかというのもありまして、簡単にいい形にできるとは言い切れないんですが、そういうことも含めて検討している状態です。

あと、もう一つ、補足なのですが、僕が分かっているのは市長への報告だけなんですけれども、永井さん、7月19日に市長への報告でよろしいですね。

○児童青少年課主査 はい。

○子ども家庭部長 去年は市長への報告をオンブズの先生方がされた後、市民向けの報告会を、野村先生の講演も含めてさせていただいたんですが、今年も市民向けの説明会、あと、こちらにあるとおり、権利部会の御意見も踏まえて、この場での報告のタイミングをちょっと検討するという形になると思います。

市民向けのほうは未定ですよ。

○児童青少年課主査 市民向けのほうは、この後、周知させていただこうかなと思ったんですけれども。

○子ども家庭部長 すみません。

○児童青少年課主査 ありがとうございます。7月26日の金曜日、18時45分から宮地楽器ホールの小ホールで行う予定です。チラシが出来上がるのが来週なので、出来上がりましたら順次お送りさせていただいたり、配布させていただいたりしようと思っておりますが、今年のトピックスとして、活動報告会はもちろんなんですけれども、落語で学ぼう子供の権利ということで、落語家の真打ちの方に来ていただいて、30分ほど落語を通じて子どもの権利についてお話しいただくという試みを予定しておりますので、ぜひお越しただければと思います。

○竹内委員 質問なんですけれども、近々、白井市長とまちづくりのところでのディスカッションの市民向けの会があるんですが、それとはまた別の会ということでよろしいですか。

○児童青少年課主査 はい。

○竹内委員 ありがとうございます。

○萬羽会長職務代理 子どもオンブズパーソンの参考指標と、あと自己評価を原則とした評価というのは、異論は全くないんですけれども、モニタリング評価を検討したという背景をすごくうがった感じで見ると、何かしら、例えばトラブルとかということもゼロではないのかなとかというのも思ったりしたところもあって、何かあったときには自己評価が原則ではもちろんあるんですけれども、何かオンブズパーソンに例えば相談しようとした中で困ったりとか、さらに何かあったときにどこかに相談をしたりとか、意見を表明するみたいなところは何かで確保されているものなんでしょうか。すみません。あまり分かっていなくて。

○喜多委員 ちょっと意味が分からない。オンブズパーソンがトラブルを起こす場合は。

○萬羽会長職務代理 トラブルという大変なんですけれども、例えば思ったとおりに相談がしにくかったとか、そういうことは全然ゼロになるものなんでしょうか。

○喜多委員 そのための自己点検、自己評価が必要だということだと思うんですけれども。ですから、川西市でそれが実際起こっちゃったんですね。それで、簡単に言えば学級崩壊した対応をオンブズがちょっと上から目線で行政主導でやろうとしたので、非常に学校現場が混乱してしまったと。だからそういう監視のオンブズにもやはりモニタリングが必要じゃないかと、市民側がオンブズの在り方について、2年間ぐらいかな、市民と結構、その対応やっていたんです。だから、ただ、もともとトラブルの調整がオンブズの……、調整役のオンブズが調整されるというのはまだ想定されていないんですよね。

○子ども家庭部長 これは、喜多先生、オンブズは第三者機関なので独立するんですけれども、自己評

価ということで報告をしていただいて、その報告をオープンに、市長だけではなくて市民の方に行く中で、ある意味、御批判、御意見も含めて受け止められるようにして、民主的なコントロール下に置こう、そういう考え方なんです。逆に、オンブズパーソンは行政の勧告権とかもお持ちですので、その内容に対して行政が踏み込むのはどうかということもありますので、今申し上げたように、市長へは報告で、あと、市民向けの説明会、報告会の中でフィードバックを受けられる、そういう仕組みで考えていただいているということ。

○萬羽会長職務代理 市民に公表するという過程もすごく大事ということだと思うので、すみません、私が不勉強なだけなんですけれども、その辺りの大切さとかも伝わってくるというかなとちょっと思います。

○喜多委員 オンブズが、例えば子ども向けや市民向けに自己点検、自己評価として自分たちの活動が間違っていないかどうかを子どもや市民に聴くという形での自己評価も大事ですけれども、この子ども・子育て会議の側からも、オンブズについて子どもや市民がどう思っているかを独自にヒアリングとか調査するということもあり得ると。つまり自己評価だけじゃなくて、第三者的にオンブズがどういうふうに機能しているかを、子どもたちに、第三者的な立場から聴くということはあるとは思っています。でも、それをやるかどうかまではちょっとまだ議論している最中です。何かそこまでという感じだね。

○水津委員 喜多先生と相談する中で、やっぱり独立性というものをどこまで担保できるかという話があるのと、そのことを、市民がいろんなことを言うことで業務を遂行しにくくなるということは避けたいことですし、だけれども透明性がないのはよくないなというところがあって、その辺をどういうふうに担保できるかということがあって、今の段階での話はそこまでの報告なんです。なので、ここからもう少し見たときに理解できるような用語の使い方をしながら、その評価点検のところを少しまとめていきたいとは思っています。

○萬羽会長職務代理 ありがとうございます。今のお話を聞いてすごくよく分かったんですけども、文章にするのが難しく、多分、今のこの文章だけ、ここを読んでいるとちょっと分からないところがあったので、大変よく分かりました。ありがとうございます。

○金子会長 亀山さん。

○亀山委員 大丈夫です。

○子ども家庭部長 すみません。途中で口を挟んでしまいまして。

○金子会長 私のほうからも何点か伺います。

まず、参考指標というところなんですけれども、ちなみに、子どもの権利侵害に関する相談とか救済が目的だと思うので、子どもの権利がどれだけ侵害されているかというような、何か国際的な指標みたいなものがあるのであれば、それを小金井市で取っていくという形は、一つ、オンブズマンの制度がうまく働いているかどうかということの評価基準にはなるのかなというふうに思いました。子どもの権利侵害がどれくらい減ったかとかですね。

○喜多委員 権利侵害と言われているものの質というか、中身がかなり広いというか、一番分かりやすいのは身体的な被害ですね、いじめの問題であるとか、虐待であるとか、これは結構全国的な統計も出しますし、各学校、自治体内、調査していますので。ただ、精神的な苦痛を伴うような権利侵害の問題というのは、いわゆるハラスメント的な、非常に不適切な保育とか、このレベルの問題の権利侵害性についてはなかなか調査しづらいし、これからだという感じがします。

○金子会長 まさにウェルビーイングとかも、どうやって指標としてはかっていくとかみたいなことが、多分、今、全国というか、世界的に……。

○喜多委員 ウェルビーイングはやっていますね。ユニセフサイドとかで、ウェルビーイングの調査で、日本の子どもたちは物理的なウェルビーイングは高いんです。でも、精神的なウェルビーイングが非常に低いと、精神的な満足度は低いという、そういう問題は国際的に指摘されていますね。

○金子会長 そういう形で、小金井市の中で子どもたちのウェルビーイングが高まっているみたいなことが言えると、まさにオンブズマン制度がうまく働いているんだなというような、一つの評価指標になるかなという気がしますので、そういう取り方もあるかなというふうに思います。

あと、もう一つ、自己評価はすごく重要なことなんですけど、同時に我々も結構大学生に自己評価をさせるんですが、ある意味冷たい評価の仕方なんです。評価って、もともとはその人がどういう状況になっているのかを見取ってあげるといふことの評価で、別に悪いです、いいですという話だけではなくて、どういう状況にあなたは今いますかということを見取ってあげるといふことが評価の基本だと思うので、オンブズパーソンの方も相談したいときとかあるんじゃないのかなという気がするんですね、神様ではないので。なので、オンブズパーソンが自己評価を見てもらえる人みたいな、オ

ングズパーソン同士でお互い相談を聞くみたいなことで、それは評価というよりも、評定ではないので、いい悪いということ言うのではなくて、今こういう状況だねということ、何かお互いに納得するという仕組みはつくれるといいのかなと思いました。

よく評価って間違えられて、お医者さんが患者さんを評価すると思うんですけども、あれ、別にいい悪いを言っているわけではなくて、状況を見取っている、把握しようとしている、教育においても、評価は、本来はそこにあるけれども、その子がどういう状況にあるのかということを見取るということ、何か自己評価以外に自分たちがどういう状況なのかということ冷静に一緒に考えてくれる人というのが必要になってくるんじゃないかなと思いました。

あと、一番下の意見表明も、子どもたちにさせるのはすごく重要なことなんですけれども、やっぱり子どもたちは、子どもたちに全部を任せてしまうと、意外と意見が深まらなかったりだとか、そういうことが出てくるので、ファシリテーターという学生、それを引き出してくれる大人の役割、すごく子どもたちの場合は重要になってくるかなと。とにかく言語化できないというか、表面的に言っていることと中身が違う、人間みんなそうです、中身が違う、本質的にはどういうことかということを見取ってあげることが一番意見表明としては大事、特に子どもの場合は絶対に、しゃべっていることと中身が違うことがよくあるんです。そこをどう見取っていつてあげるかということがすごく重要な気がします。

○子ども家庭部長 昨年12月に取り組んだのが中学生サミットという、小金井「しょうがない」を変えちゃう人とか、それはもともと東京学芸大学の松尾先生の御協力を得て、OECDの関係、増田先生にも御相談したんです、副学長にも。その中で、OECD関連プロジェクトに参加している大学生たちをファシリテーターとしてやることにしました。ところが、会が予想以上に進行して、中核にいた中学生たちが実際本番ではファシリテーターを、彼、彼女らがやって、それを大学生たちがフォローする形になっていったんです。

また、余談なんですけど、その後、来年度どうつなげるかといって、南小のフェスティバルに出店して、焼きそばを売って合宿代を稼ぐとか、逆に言うと、それを応援してくれる大人たちに二中でプレゼンテーションしたんですけど、僕も教育長に呼ばれていったら、プレゼンテーションの機会だったんですけども、そうやって大人たちを巻き込んでとかという動きになります。これは、ある種、まだ部分的とか、場合によっては特殊のかもしれないんですけども、ファシリテーターも大人だけではなくて、また、若い

ユース層とか、また、中学生自身がその中に入っていける、それもまた生徒会みたいな子たちではなくて、いろんな子たちの参加、多様性の中でできるようにとかというのを中学生自身もちょっと模索しております、今年度どうするのかと、今、私が入ろうとしたら、まず中学生だけで話し合いたいとかやっていますから、またどこかで報告をさせていただければと。

先生もおっしゃるように、言語化をどう助けるだとか、言葉にならない思いも含めてどう酌み取るかということがすごく大事だと思うので、その中で、自信もつけるし、対等とか、まちづくりとかにもつながると思います。その辺の観点も持ちながら思っております。

ちょっとまだ五里霧中なところ、逆に中学生の主体性を大事にしているので、また御報告差し上げたいと思います。

○水津委員 先ほど、この行間に、5倍ぐらい話した中の一つに、ファシリテーターだったらアドボカシーとかという支援を、やっぱり必要だよねという話まではしているんです。だけど、それをここに、仕組みという言葉の中で酌み取っていただければという状況です。

○金子会長 本当にそのとおりというか、議論って、実は対話が大事なのはそうなんですけれども、同じ人たちが対話をしていてもあまり議論は深まっていけないわけです。子どもたちも大人と話すということがすごく重要だし、中学生だとしても全然違う地域の中学生と話すとか、そういうことをしていけないと、多分、対話というのは深まっていけない。そうだよ、そうだよって終わってしまう話になるので、そこら辺の仕組みをまさに考えていく必要があるんじゃないかなと。大人と議論するということが、子どもにとってすごく実は重要なことなんじゃないかということ。あくまでも対等な立場で議論することが重要かなと思っています。

○喜多委員 本当に話し始めると長くなるので、ポイントだけ、ちょっと、今出た御意見の中で、前半の部分のウェルビーイングの関連の自己評価とか状況を子どもがどういうふうに把握しているかという問題のところ、オンブズの仕組みで非常に重要なのは何かというと、よく発見型の相談というんです。つまり、普通、私たちの日常的な相談活動というのは、悩みを持っている人が相談に行ってしまうというふうな形になるんだけど、子どもの場合には、自分が何が悩みかもよく分かっていない、ただつらいとかしんどいというものを抱えている子どもが、一体何でそんなにしんどいのかということ聞き出していき、つまり、そういう意味ではオンブズの役割というのは、子どもたちが自分の評価ができ

ないんですよ。それがいじめであったり、虐待であったり、いろんなことがあっても、それがその子にとってはただつらいというか、苦しいという思いしかないのです、それをきちんと外に可視化させるような仕組みがオンブズなんです。だから、普通の大人の相談活動であれば、何とか助けてくださいとかという形ですぐ人権侵害の申立てみたいな形になるんですけども、子どもの場合はそうならないというところが実はオンブズ制度のすごく大事なところで、評価は、だから子どもはできないんです、周りがしてあげなきゃいけない、それだけの力を、大人の側というか、相談員やオンブズが、子どもがどういう状態なのかということをちゃんと評価できるような力を持たなきゃいけないというのがオンブズの仕組みかなと思います。

それから、もう一つは、意見表明のほうは、今、一番厄介だなと思っているのは、子どもにどういうふうに意見表明したら、一番意見表明の仕方として子どもたちが求めているかという、もう断トツに多いのは意見箱、アンケート、タブレット。要するに何かというと、その子にとって一番安全で安心できる意見表明なんです。逆に言うと対面で意見表明をするのはすごく嫌うんです、それはリスクを伴うから。それは意識高い系と見られたり、KYだと、空気が読めないやつだとか見られたり、つまり意見を言うということはすごくリスクを伴うというのを子どもは感じていて、だから、安全な意見表明、アンケートとか意見箱はすごく、こども家庭庁もそれをやっているわけですよ、モニターの登録制度でやっているわけですね。安全なやり方で、本当の子どもたちの意見表明というのは、意見を交わし合うことがない限り、その子たちが将来担っていく民主主義社会が成り立たなくなる。だってアンケートだけで社会が成り立つわけにいかないわけですから、お互いに意見を交わし合うような関係をどうつくるかというのが、実はもう研究、子どもアドボカシー学会というのが、2022年、こども基本法ができた3か月後に子どもアドボカシー学会ができて、それで子どもの意見表明支援員という、アドボケイトというんですけども、子どもの意見表明を支援する支援員の計画要請、心理学会の認定心理士と同じような形で、子どもアドボカシー学会が、アドボケイト、意見表明支援員の認定をして、4月から、特にどちらかというと児童養護施設であるとか、一時保護所とか、福祉のほうには、今、アドボケイトがどんどん入ってきているんですね。これが保育所だとか、つまり子どもたちが意見を言いやすいように支えていくような支援員制度を拡充していく、福祉だけじゃなくて、もちろん学校も、教育の中にアドボケイト制度をどういうふうに入れていくかというのが今問われてきています。

ですから、市レベルでの対応というのはまだまだこれからですけれども、やっぱり子どもたちが、今、本当に自分で意見を言いにくい時代になってきているので、それを支えていくスタッフを養成していくことがすごく重要な時代になってきているんじゃないかなと思っています。ちょっと長くなりました。

○金子会長 そこら辺も、小金井市として、何かこうしたら子どもたちの意見が吸い上げられるというようなものもちょっと考えていく必要があるかなと思いました。

○渡邊委員 私は保育園に勤めているんですけれども、今こうやって毎月というか、会議でお話を聞きまして、すごく子どもの人権に関するお話を熱く、皆さんの思いが伝わってくるんですけれども、実は小金井市の保育園長会とか行っても、例えば意見表明、子どもの人権に関してとか、子ども主体とかといったところが実はまだまだ全然浸透してなくて、まだまだ大人主導の保育が行われている保育園もあると聞いているんですよ。なので、私としては、次回の園長会の後の情報交換会などに、意見表明というところで、ほかの園長たちと、どんな感じでやっていますかということで、まず園長に興味を持ってもらう、上長に興味を持ってもらって、園に持ち帰ってもらって、そうしたときに、例えば子どもオンブズパーソンにしても、うちの保育園では冊子が置いてありはするんですけれども、園だよりでも伝えてもいるけれども、認知度のところが、多分、保育園のお母さん方、知らない方が本当に多くて、小学校に行ってから先生方に教えてもらって知っていくという状況もある気がするんですけれども、保育園とか、例えば幼稚園とかで、それらの認知度を高めるということの役割というのは、伸び代がすごくあるなというふうに感じました。

また、意見表明というところで言うと、実は幼児でも意見表明が全然できて、例えば私どもの保育園は、朝の集まりの時間とかというふうに、例えばサークルタイムと言われている、みんなで意見を聞いて、一度は納得して、その子の気持ちを受け入れるとかいうのをやっているんですけれども、そういうものを市内の中でもっといい保育をやっているところもあると思うんですよね、子どもの権利という部分で。国連の勧告とかも知らない園長もいっぱいいると思うので、その辺の情報交換をしたり、お互いに保育を見に行けるような、そういう風通しのいい保育ができるようにちょっと提案していきたいかなと思いました。

○喜多委員 そこだけ、ちょっとだけ申し上げると、国連は乳幼児の意見表明権については、もう既に一般意見、ゼネラルコメントを出してしまっていて、乳幼児の意見のことをフィーリン

グという言葉で使っていて、我々はこれを気持ちと訳すんです。つまり子どもにも気持ちがある、それは子どもの意見表明なんだと。そのことをやっぱり保育する側もきちんと受け止めていくということは、今、国際的にも求められていて、さっきちょっと話したけれども、中野区は施策評価に乳幼児の声を反映させる評価、検証、モニタリングを始めました。中野区には子どもの権利委員会があるものですから、そこで乳幼児の声を反映する検証作業を始めたというのを聞いています。そういう部分も、そこら辺も考えてあげてください。

○渡邊委員 乳幼児期からやってみたいなと思っていて、どんどん広めていきたいなと思いました。

○金子会長 小学校、中学校は結構先生方もちょっとずつ変わってきているのかなと思いますけれども、もともと先生方の子どもの権利に関する認知度は物すごく低かったと思うんですね、小学校において、学校教育で。

○喜多委員 あれは教職課程に入ってないんですよ。

○金子会長 そこはすごく大きな問題で、いろんな問題は、権利条約を理解すると、先生がかなり解決するんじゃないのかと昔からよく聞いていることではあるんです。もちろん校則とか部活の問題とか、この権利条約をベースに考えるとおかしいことをたくさんしているよねというのが、多分学校でもたくさんあるんだと思うんです。そういうことで言うと、教員側とか、園長とかの認知度を高めていくというのもすごく重要だというふうに思います。

○後藤委員 ちょっとずれちゃうかもしれないですけども、子どもの権利というのを話すときに、子どもの意見の表し方で、言葉だけではなく、絵だったりという、何かプラスの表現もあると思うんですけども、殴ってくるとか、死ねとか、うるせえくそばばあとか、恐らく言われると思うんですけども、それも表現してもらえているんだというふうに受け取れればいいんですけども、やっぱり職員側は一々傷ついちゃう職員もいるじゃないですか。だから、その意見を受ける側の権利、その人の健康状態もすごく重要だなと思っていて、なので子どもの意見を聴くのもすごく大事、子どもの権利を大事にするというのももちろんあるんですけども、聴く側の大人の権利もあるんだよという、そっちの情報交換会だったり、悩みを打ち明けられる職場づくりだったりというのもすごく大事だなと。特に継続的な保育がすごく大事だと思うので、子どもに関わる仕事、どんどんどんどん辞めていってしまうのでは信頼関係も生まれませんし、子どもも誰を頼っていいか分からなくなってしまうので、大人側の権利も併せて重要だなと考えま

す。

○水津委員 それは、権利教育というのを進めることによって、自分にもあるけれども人にもあるということが分かるんですよ。そのための権利教育なので、自分が言いたいことだけ言っていていいということは、そこはちょっと違ってくるんですよ。だから、それは人権感覚の問題なのね。今の大人が全然人権意識を持っていないので、そこも含めて子どもたちが自分にある人権を保障するためには、周りの人にもみんな人権があることが分かるということが究極の権利教育ですから、そこを目指す必要があるんです。だから、大人の悩み相談とまたちょっと違うかもしれない。それは例えば〇〇〇〇現場とかで子どもたちがそういうふうにしたときに、それを子どもの権利だから認めるのではないということや学ばなければいけないんですよ。奥がすごく深いと思うんだけど、子どもの言いたいことだけを言わせておくことではないのね。その辺が本当の子どもの権利というものをやっぱり学べていない、ほとんどの人が学べていないと思います。

○渡邊委員 まだまだ大人は大人目線で子どもを見るけれども、本来、大人と子どもは対等の立場であってというところからだと思うんです。

○子ども家庭部長 ちょっと余談なんですけれども、今、水津委員がおっしゃった話は、オンブズパーソンの半田先生、村井先生とかがなさる、子どもの権利の授業でまさにそういうのをやっていて、教育委員会の協力で作った教本を見ていただくとよく分かるんですけども、公園での遊びの話とかを授業でやっていて、自分がブランコとか、こういうふうに遊びたいと思う権利と、同じようにお友達にもそういう権利があつてということや、実際、授業の中で小学生たちは学んでいきます。ですので、その辺の授業が浸透してくると、また理解も広がるから。言いたかったのは、オンブズパーソンの先生方が小学校での権利の授業でそういう実践をされているということですね。

○水津委員 みんな勉強しないと。

○福井委員 ちょっとお伺いしたいのが、今回、冊子とか、いろいろなところでオンブズのポスターとか、多分、掲載とか、置いていただいていると思うんですけども、こういうのだよという動画とかがもしあれば教えてください。

○水津委員 あります。

○福井委員 あるんですね。私が見かけたものは、本当にごめんなさいなんですけれども、そういうところで、例えば保育士の方に、さっき認知の話もありましたけれども、興味を持っていただくところで、もう見ていただくように、保護者の方も含めて、何か動画を保護

者に配られたこと、この2年ぐらいはないので、そういうのも保護者のほうに目が届くような形があれば、もっと保護者の方も目にする機会とかも、保育士さんも含めてですけども、あるのかなと思いました。

○水津委員　ある動画は、中学生とか、子ども目線で作った動画だったりとかもするんだけど、さっきからずっと議論にある、大人が子どもの権利をどう受け止めるかみたいなことをどこかでやっぱりきちんと分かりやすいものというのも必要なのかなというふうに思います。

○子ども家庭部長　今、福井委員がおっしゃった動画というのは、去年5月に作った動画があって、せっかくなものが作られたんですが、周知が足りないということが分かったので、ちょっと考えたいと思います。

○福井委員　すみません。私が勉強不足なだけなんですけれども。

○水津委員　周知が足りない。

○金子会長　ちなみにどこに行くと見られるのでしょうか。

○子ども家庭部長　市のホームページから見ていただく形ですね。

○金子会長　市のホームページ。

○子ども家庭部長　今度つくったときに、市報だったり、プレスリリースを打ったり、それで取り上げていただいたりもしたのですが、やはりそれは12万市民の中で見ていただいたのはごく一部だということが分かりましたので、改めて。

○福井委員　以前に、オンブズのサイトというか、小金井市のサイトも調べて、今度、市のホームページのほうに飛ぶかなと思うんですけども、いわゆる市のホームページのフォーマット上の形のままで説明が、文字が多めの、全然批判とかではないんですけども、書いてあるんですけども、分かりやすく、特設サイトとか、一番本当に簡単な縦型のサイトだけでも、何か1枚あると、見る気力というか、ちょっと見たときの、読もうという気持ちもまた変わるのかなというふうに思っていて、ポスターとか、デザインを今組んでくださっているものでつくるとかでも全然いいと思うんですけども。

○児童青少年課主査　そういうのはあるんです。ホームページ内に、ちゃんと子どもの権利用のホームページという、写真とかをベースに見やすいホームページが実はあるんですけども、確かにそこに飛ぶのも、市のホームページを経てとか、アクセスしにくいかなという問題点はあるのかなと思います。

○福井委員　すみません。

○小峰委員 それは、権利って何だろうとしないと見ないので、さっき先生がおっしゃったように、ショッピングカーじゃないですけども、何か駅に行ったらそれが流れているみたいな、よく駅で出ているみたいなので、ちょっと子どもの権利の日をつくるのであれば、その日だけ流すとか、何かちょっと違う、自分で調べないと出るのじゃなくてという方法もあるのかなというふうにし少し感じました。

○児童青少年課長 皆様の御意見、ありがとうございます。しっかり参考にさせていただきまして、予算もありますけれども、ちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

○金子会長 いろいろと御意見をいただき本当にありがとうございます。

 以上で次第の（５）を終了させていただきます。

 次に、その他の議題としたいと思います。次回開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催は7月24日、水曜日、18時30分からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

 あと、併せて再度のアナウンスというふうな形になるんですが、今回、会議資料を委員の皆様へ郵送させていただいた郵便物の中に、A3サイズの令和5年度計画進捗状況の点検評価に係る意見調査ということで、7月3日までに事前に御意見、御質問等ある場合にはメールにて御提出くださいということでアナウンスをさせていただいております。

 ちょっと補足をさせていただきますと、こちらの進捗状況報告書に関しましては、のびゆくこどもプラン小金井に関わる令和5年度の進捗状況評価ということで、全庁的に各課に評価報告をお作りいただきまして、冊子にしまして、委員の皆様にお送りさせていただいております。

 こちらに関しましては、今回の会議で委員の皆様からから御意見、御質問等をいただく形になりますが、資料を御覧いただいて分かるとおり、こちらの評価指標のほうが全庁的にまたがっております、ここの会議の場には子ども家庭部各課しか御出席をしておりません。ですので、当日の会議では子ども家庭部外の課に及ぶ事業のところの御質問をいただいても、その場でなかなかお答えできるところに限界がございますので、できましたら事前に御質問等ございましたら、先に御質問等をいただければ今回の会議の場で回答付きで委員の皆様へ御提供をさせていただきますので、もし御質問等がおりる場合には、7月3日までにメールにて御提出をいただければと思います。

事務局からは以上です。

○金子会長

ありがとうございます。

最終的に皆さんの質問とか意見を取りまとめて作成いただいて、それは市長に提出をされるということですので、これに関しての御意見と御質問をお書きいただければと思います。

今回の発言も取りまとめの中には入っていきますので、事前にこれを書いていただいて、次回も発言の機会はあるというふうな認識でよろしいですね。という認識でいていただければと思います。次回はまさに一番大きな会になるのかなというふうに思いますが、それまでに事前書けるものは書いておいてくださいという形になります。

そのほか何かございますでしょうか、皆様から。事務局から、よろしいですか。

以上で、次第（6）について終了とさせていただきます。

本日の審議事項は以上となります。以上で本日の会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

— 了 —